

医療法人清風会寿桂苑 運営規定 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)

(運営規程設置の趣旨)

第1条 医療法人清風会が開設する介護老人保健施設寿桂苑(以下「当施設」という。)において実施する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごせることができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設寿桂苑
- (2) 開設年月日 平成6年12月8日
- (3) 所在地 茨城県坂東市杓掛字猪子4527-1
- (4) 電話番号 0297-44-2345 FAX番号 0297-44-2800
- (5) 管理者 櫻井 祐成
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(0854380029号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者(施設長) 1名(兼務)
- (2) 医師 1名(兼務)
- (3) 理学療法士又は作業療法士及び言語聴覚士 1名以上

(4) 看護職員	1名以上
(5) 介護職員	8名以上
(6) 支援相談員	1名
(7) 管理栄養士	1名
(8) 事務員	1名

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う
- (3) 理学療法士又は作業療法士及び言語聴覚士は、リハビリテーション利用者に対しリハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともにレクリエーション等の計画、指導を行い市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の栄養マネジメントを行う。
- (8) 事務員は、事務管理全般を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 日曜日、年末年始を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーションを含む)の利用定員数は、40人とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーションは(介護予防通所リハビリテーション)、(介護予防にあつては介護予防に資するよう、)医師、理学療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- (1) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- (2) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
- (3) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- (4) 時間延長サービス体制を実施する。
- (5) 個別リハビリテーション体制を実施する。

(利用者負担の額)

- 第10条 利用者負担の額を以下とおりとす。
- (1) 当該サービスに関するサービスを提供した場合、利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は介護保険負担割合証に記載された本人負担額を受けるものとする。
尚、詳細は別紙参照とする。
 - (2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

- 第11条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。
坂東市、常総市、古河市、境町、八千代町

(褥瘡等)

- 第12条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(身体拘束等)

- 第13条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症に関する事項)

- 第15条 当施設において感染症が発生し、又はまん延防止を図るため以下に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(従業者の就業環境の確保に関する事項)

- 第16条 当施設は適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超

えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第17条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 治療上のことは、医師、看護婦の指示に従って下さい。
- ・ 身の回りの世話等は、介護員に頼んで下さい。
- ・ 心配、相談等がありましたら支援相談員にお話し下さい。
- ・ 施設内の備品、器具機械等は大切に扱って下さい。
- ・ 施設内では盗難、紛失の恐れもありますので注意して下さい。
- ・ 敷地内は全面禁煙になっております。
- ・ 危険物等(マッチ、ライター、ナイフ、紐類)の持込みは許可を得て下さい。
- ・ ラジオ等はイヤホンを利用の上ご使用ください。
- ・ みだりに他の部屋や職員の部屋に出入りすることは、ご遠慮下さい。
- ・ 機能訓練を行う際は、事故防止の為、職員の指示に従ってください。

(非常災害対策)

第18条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) … 年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練 … 年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底 … 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画に関する事項)

第19条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画についての説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第20条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止(別紙)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第21条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第22条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第23条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人清風会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第24条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第25条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、昆虫等の駆除を行う。

(守秘義務)

第26条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(記録の整備と保存)

第27条 当事業所は従業者、事業所及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備する。また当事業所は、利用者に対する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供に関する、茨城県条例に定める記録を整備し通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を提供した日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第28条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人清風会寿桂苑の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成17年 4月 1日より施行する。

この運営規程は、平成17年 10月 1日に一部改正する。

この運営規程は、平成18年 4月 1日に一部改正する。

この運営規程は、平成18年 7月 1日に一部改正する。

この運営規程は、平成18年 10月 1日に一部改正する。

この運営規程は、平成21年 8月 1日に一部改正する。

この運営規程は、平成24年 11月 1日に一部改正する。

この運営規程は、平成25年 2月 1日に一部改正する。

この運営規程は、平成28年 9月 1日に一部改正する。

この運営規程は、平成29年 9月 1日に一部改正する。

この運営規程は、平成29年 10月 1日に一部改正する。

この運営規程は、平成31年 1月 1日に一部改正する。

この運営規程は、令和元年 11月 1日に一部改正する。

この運営規程は、令和2年 7月 1日に一部改正する。

この運営規程は、令和5年 11月 1日に一部改正する。

この運営規程は、令和6年 6月 1日に一部改正する。